

令和8年度 市県民税等申告の手引き

～ 忘れないで！ 収入（所得）の申告～

 垂水市役所 税務課

かねてより、本市の税務行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和8年度の市県民税等の申告受付を以下のとおり実施しますので、申告が必要な場合は、期間内に申告していただきますようお願ひいたします。

なお、この申告は、令和8年度市県民税の算定資料となるばかりではなく、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定資料にもなります。申告されなかつた場合、国民健康保険税の軽減措置や国民年金の免除を受けられなくなり、公営住宅、保育園等の手続きに必要な所得に関する証明書等も発行できなくなります。

ご自身の市県民税等申告について必要かどうか判断がつかない場合は、税務課市民税係へお問い合わせください。

申告が必要な方

令和8年1月1日現在、垂水市に住民登録があり、次のいずれかに該当する人

1 令和7年中に次の所得があった人

- (1) 事業所得（営業・農業・漁業・保険の外交員・大工等）
- (2) 不動産所得（地代・家賃等）
- (3) 一時所得（生命保険の満期返戻金等）
- (4) 雑所得（年金・業務・原稿料等）
- (5) 利子所得、配当所得
- (6) 土地、建物等の譲渡所得（収用含む）
- (7) 株や先物取引に係る所得

2 給与所得者のうち、次のような人

- (1) 勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されていない人
- (2) 2か所以上から給与をもらっていた人
- (3) 令和7年中に就職や退職された方で、年末調整が済んでいない人
- (4) 給与所得以外に農業（自家消費含）や営業、不動産、年金等の所得がある人

※ 給与所得以外の所得の合計が20万円以下の方は、確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告は必要です。

- (5) 医療費控除等の適用を受ける人

3 公的年金受給者のうち、次のような人

- (1) 公的年金以外の所得の合計が20万円以上あった人
- (2) 社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等の所得控除を受ける人

※ 配偶者・扶養控除、障害者控除、寡婦控除を扶養親族等申告書により年金保険者へ申告している場合は、改めて申告する必要はありません。

4 令和7年中に収入がなく、親族の扶養（税法上）でなかった人

市県民税申告では、収入がなかったことを申告する必要があります。

申告書裏面の「10. 所得がなかった場合」欄に昨年の状況を記入してください。

【補足】

市役所で受付できない申告内容の場合は、税務署での申告をご案内させていただく場合がございます。

申告の必要がない方

1 令和7年中の収入が給与のみで、勤務先において年末調整が済んでおり、給与支払報告書が市役所へ提出されている人

2 確定申告書を自分または税理士等が作成し、税務署へ提出する人

※ 例年、税務署へ確定申告書を提出されていることが確認できる方については、市県民税申告書を送付しておりません。

3 令和7年中の収入が公的年金のみで次の金額以下の人

(1) 昭和36年1月1日以前に生まれた方・・・年金収入148万円以下

(2) 昭和36年1月2日以降に生まれた方・・・年金収入 98万円以下

4 令和7年中に収入がなく、上記1か2に該当する人の扶養になっている人

5 生活保護法の規定による生活保護を受けている人

【補足】

令和7年中に本市へ転入された方は本市に税申告情報が無いことから、状況確認のため申告書を送付していますが、確定申告される方、勤務先の年末調整により所得税が確定している方や税法上の扶養となっていることが確認できる方等は、市県民税等の申告は不要です。

申告受付期間

令和8年2月2日（月）～令和8年3月16日（月）

※ 土曜、日曜、祝日は除きます。受付時間等の詳細は最後のページの申告相談日程表でご確認ください。

※ 2月2日（月）から3月5日（木）までの間は、職員が地域の会場に出向いているため、市役所内での申告はできません。都合により対象地域の会場で申告できない方は、都合の良い日に他の会場で申告されるか、3月6日（金）から3月16日（月）までに市役所税務課で申告してください。

※ 申告書を郵送にて提出される場合は、必要事項を記入し、必要書類を添えて市役所税務課へ送付してください。

※ 確定申告をされる方は、鹿屋税務署もご利用ください。

受付期間：令和8年2月16日（月）～ 令和8年3月16日（月）

午前9時00分～午後4時00分

受付場所：鹿屋市西原4丁目5番1号 鹿屋合同庁舎4階 共用会議室

当日配布の入場整理券方式と LINE による事前発行方式の併用となりますので、詳しくは鹿屋税務署（電話：0994-42-3127（自動音声案内））へお問い合わせください。

申告に必要なもの

1 申告書

※事前に送付されなかった場合は申告会場にあります。

2 マイナンバーカード（本人確認書類）

※お持ちでない場合：マイナンバー通知カード及び免許証等の本人確認書類

【マイナンバー（個人番号）について】

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成28年分以降の確定申告書等にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。

なお、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書等を提出する際には、申告される方の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

3 申告者名義の金融機関と口座番号がわかるもの（所得税還付がある場合）

※公金受取口座への振込みを希望される場合（口座登録済みの方）は不要です。

4 所得金額を証明するもの

(1) 給与所得者・・・令和7年分の源泉徴収票、賃金支払証明等

(2) 営業、不動産・・・収入と経費がわかる帳簿、売上がわかるもの、経費の領収書等

(3) 農業、漁業・・・収入と経費がわかる帳簿、農産物・漁獲高がわかる出荷証明書、経費の領収書等

※平成26年から、記帳・帳簿の保存が義務づけられています。申告の際には必ず帳簿を持参してください。

※農業をされている方は自家消費分も申告対象になります。

作物ごとの収穫量や作付面積を把握してきてください。

※肉用牛を売却された方は、売却証明書を必ず持参してください。証明書がない場合、免税措置を受けられません。

(4) 年金受給者・・・令和7年分の源泉徴収票

(5) その他・・・・生命保険や個人年金等の支払証明書、売電収入明細等

※太陽光発電による売電収入も申告の対象になります。

申告の際は、売電金額がわかるものを持参してください。

5 控除を受けるための書類

- (1) 令和7年中に支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料等の払込証明書
垂水市の各会場で申告する場合、垂水市に納めた国保税、介護保険料、後期保険料については、払込証明書は不要です。ただし、日本年金機構に納めた国民年金保険料については証明書を持参してください。
- (2) 障害者手帳または障害年金手帳
市福祉事務所で発行する「障害者控除対象者認定書」でも障害者控除が受けられます。発行については福祉課障害福祉係（電話 0994-32-1111 内線 127）へおたずねください。
- (3) 医療費控除
医療費控除の適用を受ける場合には、医療費控除の明細書の添付が必要です。
医療費控除の明細書は、国税庁ホームページや市申告会場で作成することができます。
令和7年中に支払った医療（介護サービス）費の領収書または各保険者からの医療費通知を持参してください。医療費通知に記載されない分（主に10月以降）は医療費控除の明細書に記載する必要があります。
また、医療費が保険金等で補てんされた場合は、支払通知書等の補てん金額が分かるものも持参してください。
※医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。
※領収書を持参される場合は、以下のように、事前に人・病院・薬局ごとに集計してください。

【集計の例】

垂水 太郎（本人）		垂水 花子（妻）	
○×病院	25,000円	○×病院	9,000円
○■病院	31,000円	○■病院	65,000円（保険金50,000円）
○△整骨院	8,000円	AAA薬局	27,000円
AAA薬局	29,000円	CCC薬局	6,000円
BBB薬局	9,000円		
合計	102,000円	合計	107,000円

- ・暦年中（1月～12月）に支払った医療費をそれぞれ集計します。
- ・税務署から領収書（医療費通知に係るものを除く）の提示または提出を求められる場合がありますので、領収書は確定申告期限等から5年間、ご自宅等で保管してください。

6 利用者識別番号

確定申告を行う方で、利用者識別番号を発行済みの場合は持参してください。

利用者識別番号の取得について

本市の申告会場で作成する確定申告書については、申告される皆様の利便性向上並びに税務行政の効率化を図るため、原則、電子データを税務署へ提出しております。

電子データによる提出には、申告者の利用者識別番号が必要になりますので、利用者識別番号が確認できる書類（税務署から送付される「確定申告のお知らせハガキ」や「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」等）をご持参ください。

なお、利用者識別番号を未取得の場合は、国税庁ホームページからご自身で取得されるか、申告会場にて取得手続きが行えます。

1 電子申告のメリット

- (1) マイナンバーを含む一部の添付書類が不要になります。ただし、所得や控除内容等の確認は必要ですので、添付書類は持参してください。
- (2) 記名の省略等により、申告受付時間が短縮されます。
- (3) 還付申告については、早期の還付（約3週間程度）が可能になります。

2 利用者識別番号の取得方法

国税庁ホームページ「e-Tax の開始届出書作成・提出コーナー」にアクセスし、《開始届出書 → 個人の方 → 次へ》の順に進み、必要事項を入力してください。

URL : <https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm>

※右の QR コードからもアクセスできます。



【お問い合わせ先（申告書郵送先）】

垂水市役所 税務課 市民税係

〒891-2192

鹿児島県垂水市上町 114 番地

TEL 0994-32-1111 (内線 130・131)

【申告書の書き方】

(1) 所得の種類及び計算方法(申告書の「1 所得金額」)

所得の種類		書き 方
事業	① 営業等	販売、製造、飲食、サービスなどの営業、外交員、ホステス、検針員等の事業をしている方は、収入金額(売上代金など)を「A」に、必要経費(販売した商品や製品の原価、雇人費、修繕費等)を差し引いた所得金額を①にそれぞれ記入してください。※(注)参照
	② 農業	農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育等から生ずる所得です。収入金額(農産物の販売代金や自家消費分の金額等)を「A」に、必要経費(種苗代、肥料代、減価償却費等)を差し引いた所得金額を②にそれぞれ記入してください。
③ 不動産		地代、家賃、賃間代等の収入があった方は収入額を「A」に、必要経費(固定資産税、修繕費、減価償却費等)を差し引いた所得金額を③にそれぞれ記入してください。
④ 利子		所得税の源泉対象とならない日本国外の銀行等に預けた預金の利子等が対象となります。受け取った利子等の金額を「A」、④にそれぞれ記入してください。
⑤ 配当		株式等の配当、証券投資信託の収益の分配、出資の余剰金の分配等の所得です。所得税において確定申告しないことを選択した非上場株式の小額配当等についても申告しなければなりません。収入金額(税込み)を「A」に、必要経費(株式などの元本の取得に要した負債の利子)を差し引いた所得金額を⑤にそれぞれ記入してください。 なお、特定配当等の所得については原則申告は不要ですが、この所得について申告する場合は、申告書裏面の「8 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」欄に控除額を記入してください。 ※所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択できておりましたが、令和6年度(令和5年分)から課税方式を所得税と一致させることになりました。
⑥ 給与		給料、賃金、賞与等の所得です。収入金額(社会保険料や所得税等を差し引く前の金額)を「A」に、所得金額を⑥に記入してください。所得金額の算出方法は「別表1 給与所得の計算」を参照してください。 なお、源泉徴収票がない場合は、裏面の「7 給与収入の内訳」欄に月ごとの金額を記入してください。 【給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除】 給与等と公的年金等に係る雑所得(合計10万円以上)がある給与所得者については、以下の計算式で算出された額が給与所得の金額から控除されます。控除後の金額を⑥に記入してください。 [給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)] - 10万円 = 控除額
雑	⑦ 公的年金等	年金、恩給等の所得です。収入金額(社会保険料等を差し引く前の金額)を「A」に、所得金額を⑦に記入してください。所得金額の算出方法は「別表2 公的年金等に係る所得の計算」を参照してください。
	⑧ 業務	業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。収入金額(税金等を差し引く前の金額)を「A」に、必要経費を差し引いた所得金額を⑧に記入してください。(※)
	⑨ その他のもの	互助年金、個人年金、原稿料及び講演料等、他のいずれの所得にも該当しない所得(※)です。収入金額(税金等を差し引く前の金額)を「A」に、必要経費を差し引いた所得金額を⑨に記入してください。
⑩⑪ 総合譲渡		機械、船舶、ゴルフ会員権、書画、車両等の資産を譲渡した時の所得です。売却した年の1月1日を基準に、取得してから5年以内に譲渡したものは短期譲渡所得、それ以外は長期譲渡所得になります。
⑫ 一時		生命保険の満期払戻金、賞金、懸賞当選金等のような一時的な所得です。

※ 次のⅠとⅡのいずれにも該当する方は、事業所得・雑所得の金額の計算について特例があります。

- Ⅰ 家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方
 Ⅱ 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額との合計額が65万円未満の方

別表1 給与所得の計算

給与 収入 金額	給与 所得 金額
650,999円以下	0円
651,000円以上 1,899,999円以下	給与収入 - 650,000円
1,900,000円以上 3,599,999円以下	給与収入 × 0.7 - 80,000円
3,600,000円以上 6,599,999円以下	給与収入 × 0.8 - 440,000円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	給与収入 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上 20,000,000円以下	給与収入 - 1,950,000円

※実際に収入金額が660万円までの場合には「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得を計算しますので、上記の計算とは若干異なる場合があります。

別表2 公的年金等に係る所得の計算

受給者の年齢	年金収入金額	年金所得金額
65歳未満 (昭和36年1月2日 以後に生まれた人)	1,299,999円以下	年金収入 - 600,000円
	1,300,000円以上 4,099,999円以下	年金収入 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年金収入 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上 9,999,999円以下	年金収入 × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円以上	年金収入 - 1,955,000円
65歳以上 (昭和36年1月1日 以前に生まれた人)	3,299,999円以下	年金収入 - 1,100,000円
	3,300,000円以上 4,099,999円以下	年金収入 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年金収入 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上 9,999,999円以下	年金収入 × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円以上	年金収入 - 1,955,000円

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額1,000万円以下の場合(1,000万円超の場合、計算式は異なります。)

(2) 所得控除(申告書の「2 所得から差し引かれる金額」)

種類	控除の内容			※この控除を受ける場合は、控除に関する証明書・領収書等を添付するか提示してください。																				
⑭ 社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために負担した社会保険料(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、厚生年金保険料、農業者年金保険料等)で前年中に支払った金額が控除額になります。																							
⑮ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づき支払った掛金(旧第2種共済掛金を除く)又は、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金もしくは、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金で前年中に支払った金額が控除額になります。																							
⑯ 生命保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために前年中に支払った生命保険契約や個人年金保険契約等に基づく保険料や掛金が控除の対象になります。平成24年分から一般生命保険料・個人年金保険料のほかに介護医療保険料(介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料等)が創設され、一般生命・介護医療・個人年金の各保険料の限度額が2.8万円ずつとなりましたが、適用限度額は7万円と変わりません。旧生命保険料(平成23年12月31日以前に契約)の控除額等は改正前と同額となります。控除額の算出方法は次のとおりです。																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新契約 (H24.1.1以降に締結)</td><td>12,000円以下</td><td>支払った保険料等の全額</td></tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td><td>支払額 × 1/2 + 6,000円</td></tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td><td>支払額 × 1/4 + 14,000円</td></tr> <tr> <td>56,000円超</td><td>一律28,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="7">旧契約 (H23.12.31以前に締結)</td><td>15,000円以下</td><td>支払った保険料等の全額</td></tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td><td>支払額 × 1/2 + 7,500円</td></tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td><td>支払額 × 1/4 + 17,500円</td></tr> <tr> <td>70,000円超</td><td>一律35,000円</td></tr> </tbody> </table>				支払った保険料の区分	支払金額	生命保険料控除額	新契約 (H24.1.1以降に締結)	12,000円以下	支払った保険料等の全額	12,000円超32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円	32,000円超56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円	56,000円超	一律28,000円	旧契約 (H23.12.31以前に締結)	15,000円以下	支払った保険料等の全額	15,000円超40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円	40,000円超70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円	70,000円超
支払った保険料の区分	支払金額	生命保険料控除額																						
新契約 (H24.1.1以降に締結)	12,000円以下	支払った保険料等の全額																						
	12,000円超32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円																						
	32,000円超56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円																						
	56,000円超	一律28,000円																						
旧契約 (H23.12.31以前に締結)	15,000円以下	支払った保険料等の全額																						
	15,000円超40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円																						
	40,000円超70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円																						
	70,000円超	一律35,000円																						
	※新契約と旧契約の両方がある場合 各控除限度額は28,000円であり、その合計適用限度額は70,000円となります。																							
	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が所有している住宅や家財等の資産について生じた損失の額を補てんする地震保険等の保険料や、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料を支払った場合、控除の対象になります。控除額の算出方法は次のとおりです。																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払金額</th> <th>地震保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険</td><td>50,000円以下</td><td>支払額 × 1/2</td></tr> <tr> <td>50,000円超</td><td>25,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="4">旧長期損害保険</td><td>5,000円以下</td><td>支払った保険料等の全額</td></tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td><td>支払額 × 1/2 + 2,500円</td></tr> <tr> <td>15,000円超</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table>				支払った保険料の区分	支払金額	地震保険料控除額	地震保険	50,000円以下	支払額 × 1/2	50,000円超	25,000円	旧長期損害保険	5,000円以下	支払った保険料等の全額	5,000円超15,000円以下	支払額 × 1/2 + 2,500円	15,000円超	10,000円					
支払った保険料の区分	支払金額	地震保険料控除額																						
地震保険	50,000円以下	支払額 × 1/2																						
	50,000円超	25,000円																						
旧長期損害保険	5,000円以下	支払った保険料等の全額																						
	5,000円超15,000円以下	支払額 × 1/2 + 2,500円																						
	15,000円超	10,000円																						
	※地震保険と旧長期損害保険の両方がある場合、限度額は25,000円																							
⑰ 障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者及び扶養親族が障害者である場合控除の対象になります。障害者の氏名、障害の程度、障害区分を記入してください。																							
	【障害者】 次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方 《控除額:26万円》 ・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方 ・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方 ・65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして、福祉事務所長の認定を受けている方等																							
	【特別障害者】 障害者のうち、次の特に重度の障害のある方 《控除額:30万円》 ・身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている方 ・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方 ・重度の知的障害者と判定された方等																							
	【同居特別障害者】 上記の特別障害者のうち、同居している方 《控除額:53万円》																							

種類	控除の内容																																																															
	<p>あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係は含まない)の合計所得金額が58万円以下の場合、あなたの合計所得金額に応じて、次のいずれかの控除の対象になります。</p> <p>なお、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除の対象外になります。 (他の人の扶養親族となっている人、専従者になっている人も対象外です。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>330,000円</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>220,000円</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>110,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> </tbody> </table>				あなたの合計所得金額	控除額			控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	330,000円	380,000円	900万円超950万円以下	220,000円	260,000円	950万円超1,000万円以下	110,000円	130,000円																																													
あなたの合計所得金額	控除額																																																															
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																														
900万円以下	330,000円	380,000円																																																														
900万円超950万円以下	220,000円	260,000円																																																														
950万円超1,000万円以下	110,000円	130,000円																																																														
	<p>あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係は含まない)の合計所得金額が58万円を超え133万円未満である場合、あなたの合計所得金額に応じて次の区分により控除の対象になります。</p> <p>なお、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除の対象外になります。 ※配偶者控除と配偶者特別控除は重複して適用することができません。</p> <p>あなたの合計所得金額が900万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580,001円～1,000,000円</td> <td>330,000円</td> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td> <td>310,000円</td> <td>1,200,001円～1,250,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td> <td>260,000円</td> <td>1,250,001円～1,300,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>210,000円</td> <td>1,300,001円～1,330,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>あなたの合計所得金額が900万円超950万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580,001円～1,000,000円</td> <td>220,000円</td> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td> <td>210,000円</td> <td>1,200,001円～1,250,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td> <td>180,000円</td> <td>1,250,001円～1,300,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>140,000円</td> <td>1,300,001円～1,330,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>あなたの合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580,001円～1,005,000円</td> <td>110,000円</td> <td>1,200,001円～1,250,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>1,005,001円～1,100,000円</td> <td>90,000円</td> <td>1,250,001円～1,300,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>70,000円</td> <td>1,300,001円～1,330,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>60,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	580,001円～1,000,000円	330,000円	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	580,001円～1,000,000円	220,000円	1,150,001円～1,200,000円	110,000円	1,000,001円～1,050,000円	210,000円	1,200,001円～1,250,000円	80,000円	1,050,001円～1,100,000円	180,000円	1,250,001円～1,300,000円	40,000円	1,100,001円～1,150,000円	140,000円	1,300,001円～1,330,000円	20,000円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	580,001円～1,005,000円	110,000円	1,200,001円～1,250,000円	40,000円	1,005,001円～1,100,000円	90,000円	1,250,001円～1,300,000円	20,000円	1,100,001円～1,150,000円	70,000円	1,300,001円～1,330,000円	10,000円	1,150,001円～1,200,000円	60,000円		
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																													
580,001円～1,000,000円	330,000円	1,150,001円～1,200,000円	160,000円																																																													
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	1,200,001円～1,250,000円	110,000円																																																													
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	1,250,001円～1,300,000円	60,000円																																																													
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	1,300,001円～1,330,000円	30,000円																																																													
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																													
580,001円～1,000,000円	220,000円	1,150,001円～1,200,000円	110,000円																																																													
1,000,001円～1,050,000円	210,000円	1,200,001円～1,250,000円	80,000円																																																													
1,050,001円～1,100,000円	180,000円	1,250,001円～1,300,000円	40,000円																																																													
1,100,001円～1,150,000円	140,000円	1,300,001円～1,330,000円	20,000円																																																													
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																													
580,001円～1,005,000円	110,000円	1,200,001円～1,250,000円	40,000円																																																													
1,005,001円～1,100,000円	90,000円	1,250,001円～1,300,000円	20,000円																																																													
1,100,001円～1,150,000円	70,000円	1,300,001円～1,330,000円	10,000円																																																													
1,150,001円～1,200,000円	60,000円																																																															
⑯ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	<p>あなたの合計所得金額に関係なく、生計を一にする配偶者(内縁関係は含まない)の合計所得金額が58万円以下の方を同一生計配偶者といいます。</p> <p>あなたの合計所得金額が1,000万円超で、上記の条件に当てはまる場合は、チェックを入れてください。 配偶者控除の適用はありませんが、税法上の扶養の人数に含まれ、障害者控除(特別障害者控除)の対象となります。</p>																																																															
⑰ 扶養控除	<p>あなたと生計を一にする親族のうち合計所得金額が58万円以下の場合、次のいずれかの控除の対象になります。(他の人の扶養親族となっている人、専従者になっている人を除く) ※平成23年分から、0歳から16歳までの扶養親族の扶養控除が廃止されています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般扶養親族</td> <td>16歳未満(年少扶養)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>16歳以上19歳未満</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>23歳以上70歳未満</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族 (H15.1.2～H19.1.1)</td> <td>19歳以上23歳未満</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族 (S31.1.1以前・70歳以上)</td> <td>同居老親等以外</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>450,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同居老親等とは、老人扶養親族のうち、あなたとあなたの配偶者の直系尊属(父母、祖父母等)で同居を常況としている方です。</p> <p>【国外居住親族に係る扶養控除】</p> <p>国外居住親族を控除の対象とする場合は、親族関係書類(戸籍の附票の写しやパスポートの写しなど)と送金関係書類(その親族へ支払ったことを証明する通帳の写しなど)を用意してください。</p> <p>また、令和6年度(令和5年分)から、30歳以上70歳未満の国外居住親族の方は次のいずれかの条件に該当しないと扶養控除の対象から除外されることになりました。</p> <p>(1)留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、(2)障害者、(3)納税義務者から年間38万円以上の生活費または教育費を受けている者</p> <p>※外国の方の国外居住親族に係る扶養控除の申告は、市役所では受付できません。</p>				扶養親族等の区分	控除額	一般扶養親族	16歳未満(年少扶養)	0円	16歳以上19歳未満	330,000円	23歳以上70歳未満	330,000円	特定扶養親族 (H15.1.2～H19.1.1)	19歳以上23歳未満	450,000円	老人扶養親族 (S31.1.1以前・70歳以上)	同居老親等以外	380,000円	同居老親等	450,000円																																											
扶養親族等の区分	控除額																																																															
一般扶養親族	16歳未満(年少扶養)	0円																																																														
	16歳以上19歳未満	330,000円																																																														
	23歳以上70歳未満	330,000円																																																														
特定扶養親族 (H15.1.2～H19.1.1)	19歳以上23歳未満	450,000円																																																														
老人扶養親族 (S31.1.1以前・70歳以上)	同居老親等以外	380,000円																																																														
	同居老親等	450,000円																																																														

種類		控除の内容			
㉚ 扶養控除		あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額が58万円を超える場合、次の区分により控除の対象になります。			
		特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額
		580,001円～950,000円	450,000円	1,100,001円～1,150,000円	110,000円
		950,001円～1,000,000円	410,000円	1,150,001円～1,200,000円	60,000円
		1,000,001円～1,050,000円	310,000円	1,200,001円～1,230,000円	30,000円
		10,050,001円～1,100,000円	210,000円		
種類		控除の内容			
㉛ ひとり親・寡婦控除		<p>《控除額:30万円》 あなたが次のいずれかに該当する場合控除の対象になります。</p> <p>①夫と死別・離別後婚姻していない方、夫が生死不明の方、又は未婚の方で、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方</p> <p>②妻と死別・離別後婚姻していない方、妻が生死不明の方、又は未婚の方で、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方</p>			
		<p>《控除額:26万円》 あなたが次のいずれかに該当する場合控除の対象になります。</p> <p>①夫と離別後婚姻しておらず、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族があり、かつ合計所得金額が500万円以下の方</p> <p>②夫と死別後婚姻していない方、又は夫が生死不明の方で、合計所得金額が500万円以下の方</p>			
㉜ 勤労学生控除		<p>《控除額:26万円》 あなたが学生または生徒で合計所得金額が85万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合控除の対象になります。学校や法人から交付される証明書が必要です。</p>			
㉝ 基礎控除		平成30年度税制改正大綱を受けて、令和3年度市県民税申告分から基礎控除額が変更され、所得金額に上限(2,500万円以下)が設けられました。※令和7年度税制改正に伴う市県民税基礎控除の改正はありません。			
㉞ 雑損控除		<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で、総所得金額等が58万円以下の方の有する資産について、前年中に災害や盗難、横領により損失を受けたとき控除の対象になります。控除額は次のうちいざれか多い金額になります。</p> <p>①(損害額－保険金等により補てんされる額)－(総所得金額等の合計額×10%)</p> <p>②(災害関連支出金額－保険金等により補てんされる額)－5万円</p>			
㉟ 医療費控除		<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために、前年中に支払った医療費が対象になります。控除額は次のとおりです。</p> <p>(前年中に支払った医療費－健康保険からの給付金・生命保険等による補てん金)－(総所得金額等の5%と10万円のいざれか少ない額) 《控除限度額:200万円》</p>			
㉟ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)		<p>あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組(人間ドックやインフルエンザの予防接種等)を行っており、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費があるときは対象になります。控除額は次のとおりです。</p> <p>(その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金などで補填される金額－12,000円) 《控除限度額:8万8千円》</p> <p>※セルフメディケーション税制の適用を受けることを選択した方は、従来の医療費控除を受けることはできません。</p>			

※ ⑩以降の適用判定は、令和7年12月31日(年の途中で死亡した場合はその死亡の日)の現況で判定します。

(3) 所得金額調整控除(申告書裏面の「11 所得金額調整控除に関する事項」)

子育て・介護世帯等に対する調整控除として、その年の給与収入が850万円を超える所得者で、次の要件のいずれかに該当する場合に、給与の収入金額(給与収入が1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する額(最高15万円)が給与所得から控除されます。

- ・本人が特別障害者
- ・年齢23歳未満(平成15年1月2日以降生まれ)の扶養親族を有する者
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

※この
領収
書等を
受け
付ける
場合
かは
提
示控
し除
てに
く関
だす
さる
い証
。明
書

令和8年度 市民税・県民税(国保・介護・後期)申告書

垂水市長 殿

令和8年 ○月○日提出

記入例

※添付書類等を持参し、市申告会場にて申告される場合は記入不要です。

税務署に確定申告をした方は、この申告書は不要です。

宛名番号 世帯番号

住所	垂水市田神○		申告者本人の情報を記入してください。	
ふりがな	たるみず たろう			
氏名	垂水 太郎			
個人番号	1	1	1	1
生年月日	昭和25年1月1日		電話	32-△△△△
職業	農業			
労働先			国保・後期・その他()	

1 所得金額

区分	種	個人番号(マイナンバー)を記入してください。		経費	C 専従者控除額	所得金額(A-B-C)
営業等					(①)	
農業	きぬさや	4,050,000	1,852,550	860,000	(②)	1,337,450
不動産					(③)	
利子					(④)	
配当					(⑤)	
給与	垂水市役所	50,000	(内専従者給与)		(⑥)	0
公的年金等	厚生労働省	1,750,000			(⑦)	650,000
業務					(⑧)	
その他のもの	個人年金	1,150,000	975,000		(⑨)	175,000
	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額			
総合譲渡	短期				(⑩)	
	長期				(⑪)	
一時					(⑫)	
合計	①～⑫の合計				(⑬)	2,162,450

2 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	A 国民健康保険料 220,000	B 国民年金保険料	C 介護保険料 61,200	D 後期高齢者保険料	E 社会保険料	F その他()	(⑭)	281,200
小規模企業共済等掛金控除							(⑮)	
生命保険料控除	新生命保険		旧生命保険 110,000	新個人年金	旧個人年金		(⑯)	55,750
	介護医療 29,500							
地震保険料控除	地震保険分		旧長期分				(⑰)	
障害者控除 本人、配偶者 扶養親族(16歳未 満を含む)	氏名 垂水 一郎	障害の程度 身・知・精・他 2級	障害区分 特・普	個人番号 2222 2222 2222			(⑱)	300,000
		身・知・精・他 級	特・普					
		身・知・精・他 級	特・普					
配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	氏名	生年月日	同居別居の別	配偶者の合計所得			(⑲)	
			同居・別居					
	個人番号			□ 同一生計配偶者				
扶養控除 (16歳未満 を含む)	氏名 垂水 一郎 垂水 恵	生年月日 大正10年7月1日 平成19年5月19日	続柄 父 同別 子 同別	同居別居の別 特・普	個人番号 2222 2222 2222 3333 3333 3333		(⑳)	900,000
本人控除	寡婦 [死別 離婚 生死不明 未帰還]	・	ひとり親				(㉑)	
	勤労学生	学校名()	学年()				(㉒)	
基礎控除	合計所得金額に応じて控除額は通減	(430,000円 290,000円 150,000円 0円)					(㉓)	430,000
合計	⑭～㉓の合計						(㉔)	1,966,950
雑損控除	損害を受けた資産と原因	損害金額	補てんされる金額	差引損失額(うち災害関連支出額)□			(㉕)	
医療費控除	OTC薬区分 垂水 太郎	支払った医療費 200,000	補てんされる金額 25,000	所得の5%と10万円の少ない方の額又は特例医療費控除 100,000	OTC薬区分 75,000		(㉖)	
合計	㉔ + ㉕ + ㉖						(㉗)	2,041,950

※地方税法附則第4条の4の既定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄のOTC薬区分に「1」と記入してください。

受付	全件チェック 1回目	全件チェック 2回目	備考
----	---------------	---------------	----

3 分離課税の所得

区分	種目	収入金額	負債の利子	差引金額	専従者控除額	所得金額
分離配当所得						
区分	A 収入金額	B 必要経費	差引金額	条文	C 特別控除額	所得金額 (A-B-C)
短期	一般					
	軽減					
長期	一般					
	優良住宅					
	住居用財産					
	一般株式等					
	上場株式等					
	先物取引					
山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 差引金額	D 特別控除額	E 専従者給与	所得金額 (C-D-E)
退 職	A 収入金額	勤続年数	B 退職所得控除	C 退職障害者控除	D 差引金額(A-B-C)	所得金額 (D/2)

分離課税となる所得があった場合、記入してください。

4 収支の内訳

収入		経費			収入		経費		
販売金額		雇人費		租税公課		売上金額		給料・賃金	
		種苗費						消耗品	
		諸材料費						租税公課	
農業	家事消費	修繕費						光熱費	
	雑収入	その他						交通費	
	農産物の期首	専従者						通信費	
	農産物の期末	(⑦)						修繕費	
	⑦ 合計	所得額(①-②-③)						減価償却	
								その他	
								④合計	
								専従者控除前所得額	
								⑤専従者控除	
								所得額(⑦-④-⑤)	

事業所得・不動産所得については、
収支内訳書の添付が必要です。

収支内訳書や帳簿等を添付するか、
こちらの欄に記入してください。

収入		経費		
賃貸料		給料		租税公課
礼金・権利料		消耗品		損害保険料
名義書換料		修繕費		減価償却
更新料		その他		④合計
		専従者控除前所得額		
		⑤専従者控除		
	⑦ 合計	所得額(①-②-③)		

5 事業専従者

氏名	生年月日	続柄	従事月数	控除額または給与額
垂水 花子	S25. 3. 1	妻	12	860,000
	個人番号			
氏名	生年月日	続柄	従事月数	控除額または給与額

別居の親族を扶養している場合は
個人番号(マイナンバー)を記入して
ください。

6 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	垂水 恵	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	住所	垂水市牛根境9999番地
氏名		個人番号		住所	

7 給与収入の内訳

勤務先	名称		
	所在地		
	電話番号		
	月	日給	勤務日数
	1		
	2		
	3		
	4	日雇い等の給与収入 があり、源泉徴収票等 がない場合に記入して ください。	
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
		賞与等	円
		収入金額合計	円

8 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

9 寄付金控除

都道府県、市区町村分	円	条例指定分	都道府県	円
住所地の共同募金会、日赤支部分	円	市区町村		円

10 所得がなかった場合

1. 扶養または援助(仕送り等)を受けていた	住所	氏名	続柄
2. 非課税年金(遺族年金・障害年金等)を受給していた		受給額	円
3. 雇用保険を受給していた	年	月	退職
4. 生活保護を受けていた	年	月	年
5. その他(昨年の状況を詳しく記入)	年	月	年

昨年中の所得がなかった場合、
状況等を記入してください。

11 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ		生年月日		特別障害者に 該当する場合		級度	別居の場合 の住所
氏名		続柄					
個人番号							

令和8年度 市県民税等申告相談日程

【期間：令和8年2月2日（月）～ 令和8年3月16日（月）】

日 時	午前の部 【受付時間】9時00分～11時00分		午後の部 【受付時間】13時30分～15時30分		
	対象地域	会 場	対象地域	会 場	
2月	2日 (月)	上園・川下・中園・中村	境 地 区 公 民 館	大園・田村・上芦戸・下芦戸	境 地 区 公 民 館
	3日 (火)	浮津 深港	浮 津 公 民 館 深 港 公 民 館	上ノ原・二川・高野	牛根地区公民館
	4日 (水)	牛根麓	牛 根 麓 公 民 館	大中野・小中野・上ノ村	辺 田 公 民 館
	5日 (木)	中浜	中 浜 公 民 館	岳野	岳 野 公 民 館
	6日 (金)	大野原・高峰・垂桜・駒ヶ丘	大野地区公民館	野久妻	野 久 妻 公 民 館
	9日 (月)	小浜・脇登・追田・岡 源園・大浜	協和地区公民館	恵比須・崎山・東和田・西和田 飛岡・温泉場・松元	協和地区公民館
	10日 (火)	下園・上ノ中・浜1・浜2	中 俣 公 民 館	瀬角1・瀬角2 脇田1・脇田2	中 俣 公 民 館
	12日 (木)	上市木・中市木	中 市 木 公 民 館	下市木1区・下市木2区 下市木3区	市 木 公 民 館
	13日 (金)	城山団地	城山団地公民館	城山団地（午後3時まで受付）	城山団地公民館
	16日 (月)	上馬場・上犬之馬場・敷根町	市 民 館 大 木 一 ル	上町・下福町・下町	市 民 館 大 木 一 ル
	17日 (火)	本町・栄町	市 民 館 大 木 一 ル	早馬・上松原・下松原	市 民 館 大 木 一 ル
	18日 (水)	旭町・県営住宅・県営下宮団地	市 民 館 大 木 一 ル	下宮町・錦江町 錦江町定住促進住宅	市 民 館 大 木 一 ル
	19日 (木)	上原田・下原田・平之町 田上・蛸迫	市 民 館 大 木 一 ル	上中馬場・下中馬場 上後馬場・下後馬場	市 民 館 大 木 一 ル
	20日 (金)	港・黒瀬・芝原	市 民 館 大 木 一 ル	上俣江・下俣江・葛迫・尾迫	市 民 館 大 木 一 ル
	24日 (火)	土ノ宮・上新御堂・下新御堂・牧 水之上団地・水之上定住促進住宅	三 和 セン タ ー	上水之上・下水之上 本高城・上本城・下本城	三 和 セン タ ー
	25日 (水)	内ノ野・新光寺・井川・田畠	今 川 原 公 民 館	上馬込・下馬込・今川原・段	今 川 原 公 民 館
	26日 (木)	錦町・新生・西1・西2	柊原地区公民館	西中・上東・下東 並松・上比良	柊原地区公民館
	27日 (金)	下比良・江良迫・西北良 比良・上中村	柊原地区公民館	下中村・上市之園 下市之園・柊原下	柊原地区公民館
3月	2日 (月)	中元垂水1・中元垂水2	元 垂 水 公 民 館	上元垂水1・上元垂水2 下元垂水1・下元垂水2	元 垂 水 公 民 館
	3日 (火)	大浜上・大浜中・大浜下	新城地区公民館	感王寺・田中川内	新城地区公民館
	4日 (水)	小谷・浦川内上・浦川内下	浦 川 内 公 民 館	宮脇上・宮脇下 諏訪上・諏訪下・大都	諏 訪 下 公 民 館
	5日 (木)	麓上・麓下	新 城 麓 公 民 館	潮彩町	潮 彩 町 公 民 館
	6日(金) ～16(月) ※土日除く	上記期間に申告できない方 【受付時間】 8時45分～11時45分	垂 水 市 役 所 税務課市民税係	上記期間に申告できない方 【受付時間】 13時00分～16時30分	垂 水 市 役 所 税務課市民税係

- 2月2日(月)から3月5日(木)までは市役所での申告相談(受付)ができませんので、地域の申告会場にお越しください。
- 確定申告をされる方は、鹿屋税務署や「e-Tax」のご利用もご検討ください。